

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成30年5月19日 10時10分ごろ
発生場所	岩手県普代村白井漁港北方沖 太田名部港南防波堤灯台から真方位324° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯40° 02.1′ 東経141° 53.2′）
事故の概要	漁船普漁123第三十六幸隆丸は、白井漁港北方沖で転覆した。 普漁123第三十六幸隆丸は、船長が溺死し、船体を大破した。
事故調査の経過	平成30年5月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 普漁123第三十六幸隆丸、2.8トン IT3-53937（漁船登録番号）、普代村漁業協同組合 9.98m（Lr）×2.68m×0.75m、FRP ディーゼル機関、166kW（動力漁船登録票による）、平成25年1月30日 第212-16142号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年4月13日 免許証交付日 平成26年7月14日 （平成32年4月12日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 2、視程 約500m 海象：うねり 波向北東、波高約2～3m、水温 約10℃ 普代村には、5月18日10時39分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、普代村太田名部港へ荒天避泊を行う目的で、平成30年5月19日09時47分ごろ僚船の船長に電話連絡をとった後、10時00分ごろ白井漁港を出港した。

	<p>僚船の船長は、海が時化している^{しげ}ので、本件船長が1人で出港するのを危険だと思い、同行するつもりで白井漁港に向かった。</p> <p>僚船の船長は、白井漁港に到着した時、本船が港口を通過し、白井漁港北東方沖を北東進しているのを確認し、無線で呼びかけたが応答がなかった。</p> <p>僚船の船長は、自分の船で港口まで進んだところ、本船が、船首を北方に向けたまま、白井漁港北方約200mにある北長磯付^{きたながいそ}近まで流されてきたので、本船にトラブルが発生した^{きた}と思い、自分の船を沖に向けて北東進させた後、反転して本船に近づこうとしたが、波が高く、本船から20mぐらいの所までしか近づけなかった。</p> <p>僚船の船長は、本船の甲板上に本件船長を目撃したので声を掛けたが、本件船長が片手を左右に振り、操舵室から船首方へ歩いて行くのを視認した後、目を離していたところ、10時10分ごろ、大きな音がしたので、右舷方の本船の方を見ると、右舷方からの波を受けて転覆するのを目撃した。</p> <p>僚船の船長は、周囲を見渡して本件船長を探したが見付からず、自分の船も転覆する危険を感じたので、白井漁港に戻り、10時14分ごろ白井地区の世話人及び本件船長の家族に携帯電話で本事故の発生を知らせた。</p> <p>本件船長の家族は、本事故の発生を地元消防署に通報し、10時38分ごろ消防から連絡を受けた海上保安庁から普代村漁業協同組合に連絡があった。</p> <p>白井地区の世話人は、白井漁港に駆け付けたところ、北長磯付近で本船が転覆しているのを認めた。</p> <p>海上保安庁、消防、警察及び本船が所属する漁業協同組合関係者（以下「捜索者」という。）は、白井漁港に駆け付け、12時00分ごろから捜索を開始したが、19日及び20日は時化により海上からの捜索ができず、時化が収まった21日06時30分から巡視船、僚船等による捜索を開始したところ、07時25分ごろ白井漁港東方沖約1,300mにあるわかめ養殖施設の中でうつぶせの状態^{うつぶせ}で浮いている本件船長を発見した。</p> <p>本件船長は、僚船にえい航された消防のゴムボートで白井漁港に搬送されて医師により死亡が確認され、その後、病院で司法解剖が行われた結果、溺水又は多発骨折と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 事故発生場所、写真2 本事故当時の海象状況、写真3 本船船体損傷状況(船尾部)、写真4 本船船体損傷状況(左舷ブルワーク) 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、ふだん、本件船長が1人で乗り組み、白井漁港東方沖に設置したわかめの養殖施設でわかめ養殖業に従事していた。</p> <p>白井漁港に係留している漁船の船長は、白井漁港の港口が北東方を</p>

	<p>向いているので、うねりが入りやすく、波が高くなると予想される場合、各船長の判断で太田名部港に避泊していた。</p> <p>白井漁港を定係地としている漁船の船長数人は、本事故当日、06時00分ごろから白井漁港で協議し、既に波が高かったため避泊しないことにしていた。</p> <p>僚船の船長は、本船が流されてきたとき、本船の主機の音が聞こえなかったため主機が動いておらず、作業灯が点灯していたので、本件船長が機関故障の復旧作業を行うつもりであったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>僚船の船長は、本件船長がカップを着用していたが、救命胴衣を着用していなかったことを認めた。</p> <p>本船は、北長磯の岩礁にたたきつけられて大破するのを捜索者が目撃し、その後漁業協同組合員によって陸揚げされた。</p> <p>本件船長は、学校を卒業してから、漁業を営む家族の船に乗り込んで手伝いをしており、平成12年に漁業協同組合の組合員になった。</p> <p>本件船長の家族によれば、船長の健康状態は良好であった。</p> <p>本件船長は、発見当時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、波高約2～3mの状況下、白井漁港北方の北長磯付近で、機関故障により航行不能になったことから、右舷方からの波を受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>本件船長の死因は、溺水又は多発骨折であった。</p> <p>本件船長は、本船が転覆した際、救命胴衣を着用しないで落水して溺水し、又は北長磯の岩礁にたたきつけられて多発骨折したことにより、死亡したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、波高約2～3mの波浪がある状況下、白井漁港北方沖の北長磯付近で、機関故障により航行不能になったため、右舷方からの波を受けて転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な気象及び海象情報を早期に入手し、航行が危険と判断される場合は、出港を取りやめること。 ・ ふだんから主機の整備を行い、また、出港前点検を確実に実施すること。 ・ 救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

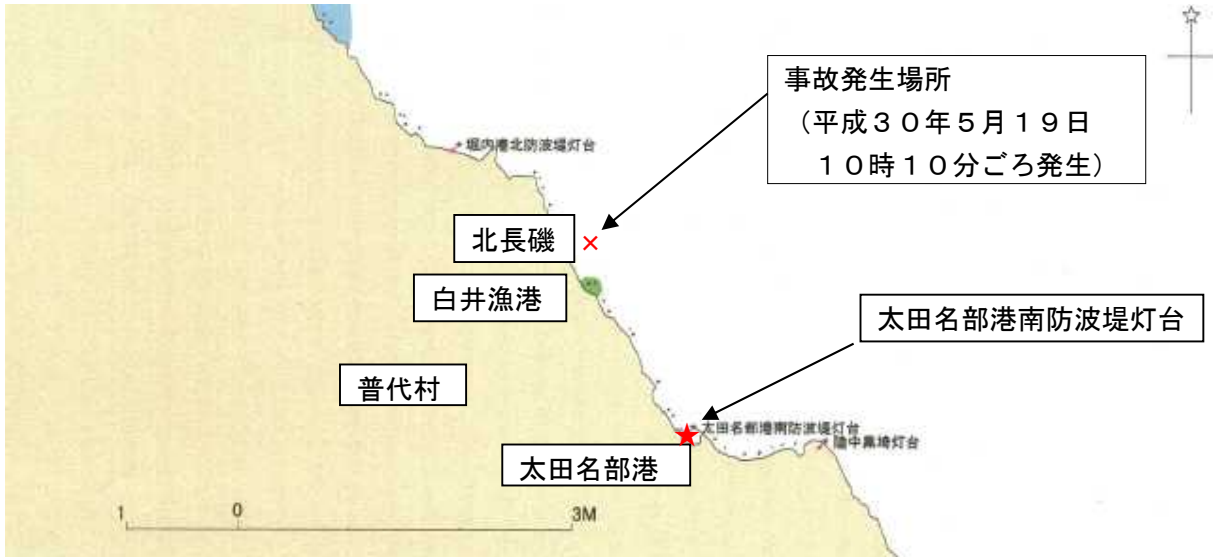


写真1 事故発生場所



写真2 本事故当時の海象状況



写真3 本船船体損傷状況（船尾部）



写真4 本船船体損傷状況（左舷ブルワーク）

